

# 福井県防災情報ネットワーク管理運用要綱

# 福井県防災情報ネットワーク管理運用要綱

## (趣 旨)

第1条 この要綱は、福井県防災情報ネットワークの管理運用について、電波法（昭和25年法律第131号）、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）、無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）、（一財）自治体衛星通信機構が定める地域衛星通信ネットワーク利用契約約款に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (無線局の種類)

第2条 無線局の種類は、次のとおりとする。

- (1) 統制局 無線局を統括し、通信の運用を統制する無線局をいう。
- (2) 中継局 通信の中継業務を行う無人の無線局をいう。
- (3) 支部局 土木事務所に開設する無線局をいう。
- (4) 多重局 防災対策上重要な出先機関に開設し、多重マイクロ無線設備を設置した無線局をいう。
- (5) 端末局 出先機関、市町、消防、防災関係機関等、知事が必要と認めた機関に開設する無線局をいう。
- (6) 移動局 陸上等を適時移動して使用する無線局をいう。
- (7) 地球局 地域衛星通信ネットワークの地球局で、県庁統制局に設置した無線局をいう。
- (8) V S A T局 地域衛星通信ネットワークの超小型地球局で、出先機関、市町、消防、防災関係機関等で、知事が必要と認めた機関に開設する無線局をいう。
- (9) 東京局 地域衛星通信ネットワークの地球局で、道府県の東京事務所等が共同で利用するための無線局をいう。
- (10) 衛星携帯電話 電話装置から通信衛星に直接回線をつなぎ交信する装置で、防災目的のため土木事務所や合同庁舎、公用車に設置したものをいう。

## (無線局の設置)

第3条 無線局の設置は、地域防災計画に基づき知事が設置する。

- 2 無線局の種別、名称および設置場所等は、別表のとおりとする。

### (統制管理者および運用・保全管理者)

第4条 統制局に統制管理者および運用・保全管理者を置く。

- 2 統制管理者は、福井県安全環境部長をもって充てる。
- 3 統制管理者は、無線局を総括し、その運用を統制管理する。
- 4 運用・保全管理者は、福井県安全環境部危機対策・防災課長をもって充てる。
- 5 運用・保全管理者は、混信の防止、法令違反運用の防止等、無線局の円滑な運用、保全に努めなければならない。

### (使用管理者および通信取扱者)

第5条 無線局に使用管理者および通信取扱者を置く。

- 2 使用管理者は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 3 使用管理者は、無線局の使用を管理する。
- 4 使用管理者は、無線従事者（電波法第2条第6号に定める資格を有する者）の中から通信取扱者を選任する。ただし、端末局等については、無線従事者でなくてもよい。
- 5 通信取扱者は、使用管理者の指示により、当該無線局の無線設備の操作等を行う。
- 6 通信取扱者は、通信の方法および機器の状況に注意し、迅速かつ適切な通信状態の確保に努めなければならない。

### (通信の原則)

第6条 通信の内容は、無線局の開設の目的に反するものであってはならない。

- 2 通信は、簡潔かつ、明瞭に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第7条 無線通信の取扱いに従事する者は、職務上知り得た通信の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (通信の方式)

第8条 通信の方式は、電話、ファクシミリおよびデータ通信とする。

### (運用時間等)

第9条 無線局の運用時間は、常時とし、職員の配置は執務時間内とする。ただし、統制管理者が、特に命ずる場合はこの限りでない。

### (通信の種類)

第10条 通信の種類および内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 統制通信 一般通信を中断して行う緊急の場合の通信をいう。
- (2) 一斉通信 統制局から特定多数の無線局に対して同時に行う通信をいう。
- (3) 一般通信 平常時に行う通信をいう。

### (非常災害時の運用)

第11条 統制管理者又は運用・保全管理者は、災害が発生し若しくは発生する恐れがあるとき又は必要があると認めた場合は、直ちに関係無線局の使用管理者に職員の招集、待機等必要な体制を整え通信の確保を講ずるよう指示しなければならない。

- 2 前項の指示を受けた無線局の使用管理者は、その指示に基づき、必要な通信の体制を整備するとともに、統制管理者又は運用・保全管理者から別段の指示があるまでは、その通信の体制を維持しておかななければならない。

### (通信の統制)

第12条 統制管理者は、災害が発生し若しくは発生する恐れがあるとき又は必要があると認めた場合は、無線回線の効率的運用を図るため、通信を統制することができる。

- 2 統制通信およびホットライン設定は、統制管理者の承認を受けるものとする。
- 3 統制通信の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 統制台からの統制
    - ア 発信、着信統制（局別）
    - イ 通話時間制限、庁内統制
  - (2) 統制台からの衛星通信回線のホットライン設定

### (衛星携帯電話の使用)

第13条 衛星携帯電話は、防災目的に限り他の方法による連絡が困難な場合に使用するものとする。

### (管理保全)

第14条 運用・保全管理者は、常にすべての無線局の運用状況および通信設備の状況等を把握し、無線局の機能が十分発揮できるよう管理しなければならない。

### (定期点検)

第15条 運用・保全管理者は、毎年1回以上無線局の定期点検等実施するものとする。

### (無線設備の変更の申出)

第16条 使用管理者は、無線設備の変更又はその設置場所を変更する必要がある場合は、あらかじめその旨を統制管理者に無線局設備変更届出書（様式1）により届け出るとともに、具体的処置について協議するものとする。

### (通信取扱者の異動の報告)

第17条 使用管理者は、通信取扱者の変更があったときは、すみやかにその旨を統制管理者に通信取扱者異動報告書（様式2）により報告しなければならない。

### (無線局の作業停電報告)

第18条 使用管理者は、庁舎電気設備から無線設備への給電を停止するときは、事前にその内容を運用・保全管理者に作業停電連絡票（様式3）により報告するものとする。

### (セキュリティ対策)

第19条 使用管理者は、無線設備に電子記録媒体を接続する場合、セキュリティ対策が講じられた電子記録媒体以外を接続してはならない。

2 無線設備がコンピューターウイルス等に感染した場合、または感染が疑われる場合、使用管理者は直ちに無線局の運用を中止し、統制管理者に情報セキュリティ障害発生報告書（様式4）により報告しなければならない。

### (その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、無線通信の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、福井県防災行政無線の無線局の免許の日から施行する。

附 則 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、令和 元年 5 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。